不適切な服務管理及び管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 藤井寺工科高等学校 | 管内出張であるにもかかわらず、誤って管外出張としてシステム登録を行い、提出状態のままとなっているものが１件あった。また、誤った状態が修正されずに放置されていたため、旅費が未払いとなっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 旅行日 | 旅費支給額 |
| Ａ | 大阪市中央区 | 令和２年３月24日 | 1,060円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【職員の旅費に関する条例】(定義)第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。８　管内　府の区域内に在勤公署がある場合にあっては府の区域内の地域及び府に隣接する府県の区域内において人事委員会規則で定める地域をいい、府の区域外に在勤公署がある場合にあってはその在勤地内の地域をいう。【職員の旅費に関する規則】(管内の範囲)第６条　条例第２条第１項第８号の規則で定める地域は、次の表の上欄に掲げる府県の区域内について、それぞれ同表の下欄に定める郡市の区域内の地域とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 府県 | 地域 |
| 大阪府 | 全域 |

 | 　未払いとなっていた旅費については、追給を行った。　また、学校総務サービス課に依頼し、出勤簿の修正を行った。　今後は、是正を求められた事項について、支出命令者及び事務担当者が定期的に確認し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年１月14日から同年２月26日まで）